

①

令和7年第4回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案
〔令和7年12月1日
第4回水戸市議会定例会〕

市議会議案第 75号	水戸市景観条例	1
ク 第 76号	水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	9
ク 第 77号	水戸市印鑑条例の一部を改正する条例	13
ク 第 78号	水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例	15
ク 第 79号	水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	17
ク 第 80号	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
ク 第 81号	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	21
ク 第 82号	水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例	27
ク 第 83号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	29
ク 第 84号	水戸市火災予防条例の一部を改正する条例	31
ク 第 85号	水戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例	33
ク 第 86号	水戸市都市公園条例の一部を改正する条例	35
ク 第 87号	水戸市介護保険条例の一部を改正する条例	37
ク 第 88号	水戸市水道事業給水条例等の一部を改正する条例	39
ク 第 89号	指定管理者の指定について（水戸市内原町仲丸児童遊園等）	41
ク 第 90号	指定管理者の指定について（水戸芸術館）	43
ク 第 91号	指定管理者の指定について（水戸市国際交流センター）	45
ク 第 92号	指定管理者の指定について（水戸市福祉ボランティア会館等）	47
ク 第 93号	指定管理者の指定について（水戸市精神障害者社会復帰施設）	49
ク 第 94号	指定管理者の指定について（水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園）	51
ク 第 95号	指定管理者の指定について（都市公園等）	53
ク 第 96号	指定管理者の指定について（水戸市本町駐車場等）	59
ク 第 97号	指定管理者の指定について（水戸市常磐町駐車場）	61
ク 第 98号	指定管理者の指定について（水戸市赤塚駅北口駐車場）	63
ク 第 99号	指定管理者の指定について（水戸市立東部図書館等）	65
ク 第100号	指定管理者の指定について（総合運動公園等）	67
ク 第101号	市道路線の認定について	69
ク 第102号	五軒市民センター解体工事請負契約の締結について	83
ク 第103号	旧水戸市小吹清掃工場粗大ごみ処理施設等及び地下構造物解体工事請負契約の締結について	85

市議会議案第104号	水戸市立第四中学校校舎増築工事請負契約の締結について	87
〃 第105号	常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修工事請負契約の締結について	89
〃 第106号	財産の取得について（避難所用簡易パーティション）	91
〃 第107号	令和7年度水戸市一般会計補正予算（第4号）	93
〃 第108号	令和7年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）	97
報 告	第 63号 専決処分について（水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）	99
〃 第 64号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	101
〃 第 65号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	103
〃 第 66号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	105
〃 第 67号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	107
〃 第 68号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	109
〃 第 69号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	111
〃 第 70号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	113
〃 第 71号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	115
〃 第 72号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	117
〃 第 73号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	119
〃 第 74号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	121
〃 第 75号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	123
〃 第 76号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	125

水戸市景観条例

水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市の責務（第3条－第5条）

第3節 市民及び事業者の責務（第6条）

第2章 景観市民団体（第7条・第8条）

第3章 景観計画（第9条・第10条）

第4章 行為の規制等（第11条－第16条）

第5章 景観重要建造物等（第17条）

第6章 表彰及び助成等（第18条－第21条）

第7章 景観審議会（第22条－第29条）

第8章 雜則（第30条・第31条）

付則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、本市における景観の形成及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、良好な景観を将来にわたり継承し、本市の特性を生かした魅力あるまちの形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもの（掲出物件を除く。）のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。
- (3) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (4) 掲出物件 屋外広告物を掲出する物件をいう。

第2節 市の責務

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、道路、公園その他公共施設の整備改善に当たっては、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第4条 市は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民意識の高揚等)

第5条 市は、市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第3節 市民及び事業者の責務

第6条 市民及び事業者は、景観に関する意識を高め、それぞれの立場から良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 景観市民団体

(景観市民団体の認定)

第7条 市長は、市内における良好な景観の形成の推進を目的として組織された市民団体で、次の各号に掲げる要件を満たすものを景観市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が、良好な景観の形成に寄与すると認められるものであること。
- (2) 規則で定めるところにより規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(景観市民団体の認定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定により認定した景観市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は景観市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第3章 景観計画

(景観計画)

第9条 市長は、本市における良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域のうち、次の各号に掲げる地区を景観重点地区として定めることができる。

- (1) 歴史的な雰囲気を残し、特色のある景観を形成する地区
- (2) 住宅、商業施設等の建築物等が一体となり、特色のある良好な景観を形成する地区
- (3) 良好的な自然景観又は田園景観を形成する地区
- (4) 道路、水辺等に沿って良好な景観を形成する地区
- (5) 前各号に掲げる地区のほか、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区

(景観計画の提案団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観市民団体とする。

第4章 行為の規制等

(事前協議)

第11条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「法定届出等」という。）をしようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするものは、当該法定

届出等を行う前に、当該行為に係る計画の内容について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- (1) 建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）のうち、当該建築物の地盤面からの高さ又は延べ面積が規則で定める数値を超えるもの。ただし、良好な景観の形成に支障がないものとして規則で定めるものを除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があるものとして規則で定める行為
- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする者は、法定届出等をしようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、事前協議に際して、規則で定めるところにより、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、事前協議が終了したときは、第2項の規定による申出をした者に対し、規則で定めるところにより、当該事前協議の結果を通知するものとする。

（法第16条の適用除外）

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ定める建築物の建築等
- ア 景観重点地区 延べ面積が規則で定める数値を超えない建築物の建築等
- イ アに掲げる地区以外の地区 地盤面からの高さ及び建築面積が規則で定める数値を超えない建築物の建築等
- (2) 景観重点地区以外の地区における工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。）のうち、規則で定めるもの
- (3) 法令又は他の条例に基づく許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、規則で定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める行為

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等のうち、当該建築物の地盤面からの高さ又は延べ面積が規則で定める数値を超えるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があるものとして規則で定める行為

（完了の届出）

第14条 法定届出等をした者は、当該法定届出等に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（公表）

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、学識経験者の意見を聞くものとする。

（景観重点地区の屋外広告物の届出等）

第16条 景観重点地区において、屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出

物件の変更若しくは改造（以下「屋外広告物表示等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が屋外広告物表示等をするときは、同項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる屋外広告物表示等には適用しない。

- (1) 通常の管理行為として行う屋外広告物表示等又は規則で定める軽易な屋外広告物表示等
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う屋外広告物表示等

4 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る屋外広告物表示等が法第8条第2項第4号イに掲げる事項に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

5 水戸市屋外広告物条例（平成22年水戸市条例第5号）第8条第3項、第12条第1項、第15条第1項（第16条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第16条第1項の許可に係る申請又は第20条第2項の規定による届出があったときは、当該申請又は当該届出をもって第1項の規定によりされた届出とみなす。

第5章 景観重要建造物等

第17条 法第25条第2項の景観重要建造物（法第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。）の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通常の管理行為として行う修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防火又は防災上の措置を講ずること。
- (3) 滅失又は毀損を防止するため、その敷地、構造、建築設備の状況等を必要に応じ点検すること。

2 法第33条第2項の条例で定める景観重要樹木（法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。以下同じ。）の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 滅失、枯死等を防ぐための措置を講ずること。

第6章 表彰及び助成等

（表彰）

第18条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物その他の物件の所有者、設計者又は施行者を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行った個人又は団体を表彰することができる。

（景観市民団体に対する助成等）

第19条 市長は、第7条第1項の規定により認定した景観市民団体に対して、技術的援助を行い、又は予算の範囲内においてその活動に要する経費の一部を助成することができる。

（良好な景観の形成に対する助成等）

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与する行為を行おうとする個人又は団体に対し、その行為について、技術的援助を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する経費の一部を助成することができる。

(景観重要建造物等に対する助成)

第21条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、その保存のために技術的援助を行い、又は予算の範囲内においてその保存に要する経費の一部を助成することができる。

第7章 景観審議会

(景観審議会)

第22条 本市における良好な景観の形成を推進するため、水戸市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第23条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 景観計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定又は指定の解除に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関すること。

(組織等)

第24条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

2 前項に定めるもののほか、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、審議会に、市長が委嘱する3人以内の臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、2分の1以上の委員（臨時委員を含む。）の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第28条 審議会に、良好な景観の形成について調査及び検討をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第24条第1項に規定する委員のうちから、会長が別に定める。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査及び検討を行った場合は、当該調査及び検討の結果を審議会に報告するものとする。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、都市計画部において行う。

第8章 雜則

(学識経験者への意見聴取)

第30条 市長は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、学識経験者の意見を聞くものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき。
- (2) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするとき。
- (3) 法第26条の規定による命令又は勧告をしようとするとき。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の水戸市景観条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、令和8年7月1日以後になされる法定届出等を要する行為について適用し、同日前になされる当該法定届出等を要する行為については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法定届出等がなされた当該法定届出等に係る行為について適用し、施行日前に法定届出等がなされた当該法定届出等に係る行為については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の水戸市都市景観条例（以下「旧条例」という。）第17条第1項の規定による届出がなされた当該届出に係る行為については、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の規定により委嘱されている委員は、施行日に、新条例第24条第1項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。
- 6 前項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、新条例第25条の規定にかかわらず、令和8年4月30日までとする。
(準備行為)
- 7 事前協議は、施行日前においても新条例第11条の規定の例により行うことができる。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 8 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。
(水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例)
- 9 水戸市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。
第36条の見出しを「（水戸市景観審議会の意見の聴取）」に改め、同条中「水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号）第31条」を「水戸市景観条例（令和7年水戸市条例第号）第22条」に、「水戸市都市景観審議会」を「水戸市景観審議会」に改める。

(水戸市風致地区条例の一部を改正する条例)

10 水戸市風致地区条例（平成26年水戸市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（水戸市景観審議会への諮問等）」に改め、同条中「水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号）第31条」を「水戸市景観条例（令和7年水戸市条例第号）第22条」に、「水戸市都市景観審議会」を「水戸市景観審議会」に改める。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 住登外者宛名番号管理機能 市が管理する住登外者を特定するための固有の番号を付し、及び管理する機能をいう。

(4) 住登外者 市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により作成する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されていない者であって、住民基本台帳に記録されている者とは別に管理する必要があるものをいう。

第3条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(6) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

第3条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを処理するために必要な限度で、個人番号を利用することができます。

第4条第1項を次のように改める。

番号利用法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市長が、教育委員会に対し、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 教育委員会が、市長に対し、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを処理するために必要な住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって規則で定めるものに係る特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該特定個人情報を提供するとき。

別表第1中

2 第3条第2項第1号の2に掲げる事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
を	
	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
2 第3条第2項第1号の2に掲げる事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの	
に、	
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
を	

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」に
改め、「である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」の次に「（以下「年金関係情報」という。）」を、「よる給付金の支給に関する情報」の次に「（以下「母子等給付金関係情報」という。）」を、「費用の支給に関する情報」の次に「（以下「養育医療関係情報」という。）」を、「児童手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童手当関係情報」という。）」を、「特別障害給付金の支給に関する情報」の次に「（以下「特別障害給付金関係情報」という。）」を、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「（以下「自立支援給付関係情報」という。）」を、「年金生活者支援給付金の支給に関する情報」の次に「（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）」を、「支給等に関する情報」の次に「（以下「公的給付関係情報」という。）」を加え、

5 番号利用法の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する情報（以下「外国人保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

5 番号利用法の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができる事務

生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する情報（以下「外国人保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

6 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」に、

介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの

」を

介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」に改め、「医療福祉費の支給に関する情報」の次に「（以下「医療福祉費関係情報」という。）」を加え、

9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの
10 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
10 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
11 住登外者宛名番号管理	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	年金関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
	養育医療関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	年金生活者支援給付金関係情報であって規則で定めるもの
	公的給付関係情報であって規則で定めるもの
	医療福祉費関係情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2に次のように加える。

4 住登外者宛名番号管理	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

水戸市印鑑条例（平成3年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「に登録証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第34条第1項の規定により効力を失ったものを除く。）が記録されたものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

第13条の2第1項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの」を削る。

第17条第1号中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

付 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診査、定期の健康診査又は臨時の健康診査

(水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部改正)

第2条 水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
----------------	--

(水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正)

第3条 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「、乳幼児」を「、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」に改める。

第16条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診査、定期の健康診査又は臨時の健康診査
-------------	--------------------------------------

第26条第4号中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第25条中「に掲げる」を「（幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる」に改める。

(水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条中「第13条まで」を「第11条まで、第13条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「土地の埋立て等」という。）」を「土地の埋立て等」に改め、「及び土砂等の流出等による災害」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。
- (3) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- (4) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

第3条の見出しを「（適用範囲）」に改め、同条中「この」を「前項の規定にかかわらず、この」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例は、埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下の土地の埋立て等について適用する。

第4条中「土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）」を「埋立て等区域」に改め、「及び災害の防止」を削る。

第6条中「土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）」を「土地の所有者等」に、「管理し、又は占有する」を「又は使用する権原を有する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意）

第6条の2 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。

第7条第2項第9号を次のように改める。

- (9) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

第7条第2項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条に次の1項を加える。

4 当該土地の埋立て等に用いる土砂等が、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第6条第3項第3号に掲げる搬出先（以下「登録ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者（以下「登録ストックヤード運営事業者」という。）を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、第2項第6号及び第7号の規定を適用する。

第8条中「（埋立て等区域の面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、第3号から第5号まで）」を削り、同条第3号を削り、同条第2号の2中「発生場所」を「発生の場所（登録ストックヤード

を経由する土砂等にあっては、当該登録ストックヤード）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第4号中「及び災害の防止」を削る。

第9条中「又は災害の防止」を削る。

第10条第1項中「第10号」を「第9号」に改め、同条第3項中「第12号」を「第11号」に、「同項第11号」を「同項第10号」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（土地の所有者等への通知）

第11条の2 事業者は、許可を受けた日後遅滞なく、当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有者等に、当該許可に係る第7条第2項各号に掲げる事項及び当該許可について第9条の規定により付された条件を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、第10条第1項の規定による許可を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「当該許可に係る第7条第2項各号に掲げる」とあるのは「当該変更に係る」と、「第9条」とあるのは「第10条第2項において準用する第9条」と読み替えるものとする。

3 事業者は、第10条第3項又は次条第1項（次条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第2項の規定による届出をしたときは、当該届出をした日後遅滞なく、当該埋立て等区域内の土地の所有者等に、規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を通知しなければならない。

第12条第2項中「（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）」、「土地の埋立て等の施工に関する計画及び」及び「及び災害の防止」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

事業者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手する場合は、その着手前に、その旨を市長に届け出なければならない。

第12条に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開する場合について準用する。

第14条中「は、」の次に「当該許可に係る」を加え、「又は災害の防止」を削る。

第17条第1項中「（当該埋立て等区域の面積（第10条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後の埋立て等区域の面積）が3,000平方メートル以下であるものに限る。次項において同じ。）」を削る。

第18条中「当該土地の埋立て等」を「当該許可に係る土地の埋立て等」に改め、「又は災害の防止」を削る。

第19条第2項第1号中「当該土地の埋立て等」を「当該許可に係る土地の埋立て等」に改め、「土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第2号中「又は災害の防止」を削る。

第20条第1号中「の許可」を「の規定による許可」に改める。

第20条の2第2号中「前条」を「第20条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「前条」を「第20条」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 第7条第1項又は第10条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者

第20条の2に次の1号を加える。

（4） 第20条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

第20条の2を第20条の8とし、第20条の次に次の6条を加える。

(土地の適正な管理)

第20条の2 事業者は、土壤の汚染若しくは土砂等の飛散若しくは流出が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該許可に係る土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに、土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第20条の3 第7条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた土地の埋立て等につき、第6条の2の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第7条第1項又は第10条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第20条の4 市長は、第19条第2項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第10条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項の報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、当該土地の所有者等に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第20条の5 市長は、土地の埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ当該

指定の事由が引き続き存すると認めるときは、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

- 5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、職員を他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土砂等の搬入の禁止)

第20条の6 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第20条の7 市長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第20条の5第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第21条中「又は災害の防止」を削る。

第21条の2の見出し中「照会等」を「照会及び要請」に改め、同条中「に対し」を「、関係のある公私の団体その他の関係者に対し」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（登録ストックヤード運営事業者を含む。次条第1項において同じ。）、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

第22条第1項中「者、」の次に「土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、」を加え、同条第2項中「職員を」の次に「土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所（登録ストックヤードを含む。）」を加える。

第24条第3項第1号中「第12条第1項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条の4第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第20条の6の規定に違反して土砂等を搬入したとき。

別表中「土砂等による」を削り、「土地の埋立て等を行う区域」を「埋立て等区域」に、

変更許可申請手数料	3,000平方メートル超	1件につき	40,000円
	1,000平方メートル未満	1件につき	6,000円
	1,000平方メートル以上	1件につき	15,000円
	3,000平方メートル以下		
	3,000平方メートル超	1件につき	27,000円

」を

変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき	6,000円
	1,000平方メートル以上	1件につき	15,000円
	3,000平方メートル以下		

に、

「土地の埋立て等の区域」を「埋立て等区域」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可（この条例による改正前の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による変更の許可を含む。以下「埋立て等許可」という。）を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該埋立て等許可に係る改正後の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2号に規定する土地の埋立て等に着手しているもの（以下「既存埋立て等事業者」という。）については、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 施行日前に埋立て等許可を受けている者であって、この条例の施行の際まだ当該埋立て等許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、施行日に、改正後の条例の埋立て等許可を受けたものとみなす。

4 施行日前にされた埋立て等許可の申請であって、この条例の施行の際まだ許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例の埋立て等許可の申請とみなす。

5 改正後の条例第7条第4項及び第8条第3号の規定は、既存埋立て等事業者がこの条例の施行の際現に着手している当該埋立て等許可に係る土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所についても適用する。

(準備行為)

6 既存埋立て等事業者は、施行日前においても、改正後の条例第10条第1項の規定による変更の許可の申請（土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者を改正後の条例第7条第4項に規定する登録ストックヤード運営事業者に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所を同項に規定する登録ストックヤードにそれぞれ変更しようとするものに限る。）をすることができる。

7 施行日前に埋立て等許可を受けている者であって、この条例の施行の際まだ当該埋立て等許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、施行日前においても改正後の条例第12条第1項の例により届出をすることができる。

(罰則に関する経過措置)

8 施行日前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成2年水戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き）」を「（共同住宅を除く。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き）」に改め、「床面積と」の次に「共同住宅及び」を加え、

「

特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
------------	-------------

」を

「

特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分
----------------------	-------------------

」に改め

る。

第4条の2第1項中「、特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同項の表中「（倉庫）」の次に「及び共同住宅」を加える。

第6条中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市内原町長田第3児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市内原町仲丸児童遊園	水戸市内原町1496番78
--------------	---------------

別表水戸市笠原町八ツ無地第12児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市笠原町八ツ無地第13児童遊園	水戸市笠原町1784番9
水戸市笠原町八ツ無地第14児童遊園	水戸市笠原町1772番28

別表水戸市河和田町東原第1児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市河和田町東原第2児童遊園	水戸市河和田町256番3
-----------------	--------------

別表水戸市住吉町第7児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市住吉町第8児童遊園	水戸市住吉町80番14
--------------	-------------

別表水戸市米沢町代官山下第3児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市米沢町代官山下第4児童遊園	水戸市米沢町575番4
------------------	-------------

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市火災予防条例の一部を改正する条例

水戸市火災予防条例（昭和37年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）」に改める。
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8）
第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下この項において「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例

水戸市火入れに関する条例（昭和62年水戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「のすべてに該当する」を「に掲げる要件の全てを満たす」に改める。

第4条中「第21条」を「第21条第1項」に、「差し止め」を「差止め」に改める。

第9条第3項を次のように改める。

3 火入責任者は、次の各号に掲げる事項を確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(1) 次条に定める防火帯の設置が適正になされていること。

(2) 第11条に定める火入従事者の配置が適正になされていること。

(3) 現地の気象状況に異常が認められないこと。

第10条第1項中「3メートル」を「5メートル」に、「6メートル」を「10メートル」に改める。

第13条第1項中「期間」を「対象期間」に、「異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災に関する警報」に、「場合に」を「とき」に改め、同条第2項中「とき、又は」を「とき、」に、「異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災に関する警報」に、「ときに」を「とき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の対象期間中であっても、山林、原野等における火災（第4項において「林野火災」という。）に関する注意報が発令されたときは、火入れを行わないよう努めなければならない。

第13条に次の1項を加える。

4 火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令されたときは、速やかに消火するよう努めなければならない。

第15条第1項中「その旨」を「その旨を」に改め、同条第3項中「立ち会せる」を「立ち会わせる」に改め、同条第4項中「を適用する」を「により当該職員を火入れに立ち会わせる」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第9条第3項、第13条第1項及び第2項並びに第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた火入れについて適用し、同日前に許可を受けた火入れについては、なお従前の例による。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市都市公園条例の一部を改正する条例

水戸市都市公園条例（平成17年水戸市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（スイートルームの利用の許可）

第10条の2 東町運動公園体育館のスイートルーム（アリーナの観覧等をすることができる個室をいう。

以下同じ。）のみの利用に係る前条第1項の規定による許可は、指定管理者がアリーナの利用に支障がないと認める場合にことができる。

別表第6第3項の表中

			入場料を徴収する場合	20,400円	」を
--	--	--	------------	---------	----

		入場料を徴収する場合	スイートルームを利用しない場合	20,400円	
			スイートルームを利用する場合	27,400円	

アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合	10,200円	
	入場料を徴収する場合	53,040円	」を

アマチュア スポーツ以 外	スイートル ームを利用しな い場合	入場料を徴収しない場合	10,200円	
		入場料を徴収する場合	53,040円	
	スイートル ームを利用する 場合	入場料を徴収しない場合	13,700円	
		入場料を徴収する場合	71,240円	
スイートルーム	6人部屋		200円	
	8人部屋		270円	
	9人部屋		300円	」に

改め、同表備考第3項中「アリーナ又は」を「アリーナ、スイートルーム又は」に改め、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項を同表備考第3項とし、同表備考第1項を同表備考第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加える。

- アリーナをアマチュアスポーツのために利用する場合（全面を利用し、かつ、入場料を徴収しない場合に限る。）の利用料金の額には、スイートルームの利用料金の額を含む。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の改正後の第10条の2に規定するスイートルームの利用に係る許可その他必要な行為は、同日前においても、改正後の水戸市都市公園条例の規定の例により行うことができる。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市介護保険条例の一部を改正する条例

水戸市介護保険条例（平成12年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「4月21日から同月30日」を「7月21日から同月31日」に、「6月21日から同月30日」を「8月21日から同月31日」に、「8月21日から同月31日」を「9月21日から同月30日」に、「12月16日から同月25日」を「11月21日から同月30日」に、

「第6期 2月18日から同月末日まで」を

「第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 1月21日から同月31日まで

第8期 2月18日から同月末日まで」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

付則中第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項から第17項までを2項ずつ繰り上げ、付則第18項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を付則第16項とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(水戸市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 水戸市水道事業給水条例（昭和36年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の2」を「第10条の3」に改める。

第3条中「第16条第2項」を「第10条の3及び第16条第2項」に改める。

第5条第2項中「指定をした」を「規定により指定した」に改める。

第10条の2の次に次の1条を加える。

(非常の場合における特例)

第10条の3 災害の発生その他非常の場合において、上下水道事業管理者が認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者及び同法第39条の2第3項の規定により任命された水道事業の企業長を含む。以下この条において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下この条において「他市町村長指定事業者」という。）が、給水装置の新設等の設計及び工事を施行することができる。この場合において、当該給水装置の新設等の設計及び工事を施行する他市町村長指定事業者を指定給水装置工事事業者とみなして、この章の規定を適用する。

第31条第2項中「の施行した」を「（第10条の3の規定により指定給水装置工事事業者とみなされる者を含む。）の施行した」に改める。

(水戸市公共下水道条例の一部改正)

第2条 水戸市公共下水道条例（昭和48年水戸市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第3号中「以下」を「第7条第3項を除き、以下」に改める。

第5条の3第1号中「（法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）」を削る。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、災害の発生その他非常の場合において、上下水道事業管理者が認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、その経営する企業に同法の規定を適用する地方公共団体又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合において、地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者及び同法第39条の2第3項の規定により任命された下水道事業の企業長を含む。）から排水設備等の新設等の工事を施行することができる者として指定を受けた者が、排水設備等の新設等の工事を施行することができる。

第22条中「第7条第1項に規定する」を削る。

第25条第1項第3号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

(水戸市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 水戸市農業集落排水処理施設条例（平成3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「以下」を「第7条第2項を除き、以下」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害の発生その他非常の場合において、上下水道事業管理者が認めると

きは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、その経営する企業に同法の規定を適用する地方公共団体又は地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合において、地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者及び同法第39条の2第3項の規定により任命された下水道事業の企業長を含む。）から排水設備等の新設等の工事を施行することができる者として指定を受けた者が、排水設備等の新設等の工事を施行することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市内原町仲丸児童遊園
- (2) 水戸市笠原町八ツ無地第13児童遊園
- (3) 水戸市笠原町八ツ無地第14児童遊園
- (4) 水戸市河和田町東原第2児童遊園
- (5) 水戸市住吉町第8児童遊園
- (6) 水戸市米沢町代官山下第4児童遊園

2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会

3 指定の期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

（参考）

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸芸術館
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人水戸市芸術振興財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市国際交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人水戸市国際交流協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市福祉ボランティア会館
- (2) 水戸市身体障害者生活支援施設いこい
- (3) 水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ
- (4) 水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ
- (5) 水戸市知的障害者就労支援施設はげみ
- (6) 水戸市福祉作業所むつみ
- (7) 水戸市知的障害者就労支援施設みのり
- (8) 水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか
- (9) 水戸市いきいき交流センター柳堤荘
- (10) 水戸市いきいき交流センターあかね荘
- (11) 水戸市いきいき交流センター葉山荘
- (12) 水戸市いきいき交流センター長者山荘
- (13) 水戸市いきいき交流センター常澄
- (14) 水戸市いきいき交流センターふれしあ
- (15) 水戸市いきいき交流センターあじさい
- (16) 水戸市いきいき交流センターあかしあ
- (17) 水戸市立開江老人ホーム

2 指定管理者となる団体の名称　　社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

3 指定の期間　　令和8年4月1日から令和13年3月31日（水戸市立開江老人ホームにあっては、令和9年3月31日）まで

令和7年12月1日提出

水戸市長　高橋　靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市精神障害者社会復帰施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人ひだまり会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園
- 2 指定管理者となる団体の名称 特定非営利活動法人あけぼの水戸
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 都市公園（別紙1のとおり）
- (2) 児童遊園（別紙2のとおり）

2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

都市公園

赤塚駅前公園, 朝日町児童公園, 安戸星緑地, 荒谷街区公園, 石川4丁目緑地, 後田第1街区公園, 後田第2街区公園, 後田緑地, 内原駅北出会いの広場公園, 内原駅北ふれあい公園, 内原第2スマ公園, 裾1丁目児童公園, 裾5丁目児童公園, 駅南平和公園, 大塚池公園（野球場を除く。）, おけさ池児童公園, 笠原児童公園, 河和田街区公園, 河和田2丁目けやき街区公園, 河和田2丁目さくら街区公園, 河和田2丁目児童公園, 河和田3丁目市民の森, 河和田3丁目第1児童公園, 河和田3丁目第2児童公園, 河和田3丁目第3児童公園, 紀州堀緑地, 北赤塚緑地, けやき台北児童公園, けやき台中央児童公園, けやき台西児童公園, けやき台東児童公園, けやき台南児童公園, 小澤の滝緑地, 湖南児童公園, 小吹水源池公園, 逆川児童公園, 逆川緑地, 柵町児童公園, 桜川1丁目児童公園, 桜川団地第1児童公園, 桜川団地第2児童公園, 桜川団地橋児童公園, 三の丸緑地, 渋井町緑地, 十万原近隣公園, 十万原第1街区公園, 十万原第2街区公園, 十軒町児童公園, 成就院池公園, 城東児童公園, 城南1丁目緑地, 城南2丁目児童公園, 城南2丁目緑地, 城南3丁目児童公園, 白梅1丁目児童公園, 白梅2丁目児童公園, 白梅4丁目児童公園, 水府住宅ふれあい街区公園, 砂久保町児童公園, 諏訪児童公園, 瀬戸溜児童公園, 千束池緑地, 千波公園（テニスコートを除く。）, 中央1丁目北児童公園, 中央1丁目南児童公園, 東前朝日が原街区公園, 東前梅の木街区公園, 東前椿山街区公園, 東前道漢坂街区公園, 東前東街区公園, 常磐町2丁目広場, 常磐の杜第1街区公園, 常磐の杜第2街区公園, 常磐の杜第3街区公園, 常磐の杜緑地, 中沢池公園, 七軒町児童公園, 七ツ洞公園, 並松町児童公園, 野木山緑地, 野田原第1児童公園, 野田原第2児童公園, 八幡池緑地, 東溜児童公園, 東溜緑地, 東山近隣公園, 東山団地児童公園, 備前堀緑道, 百樹園, 双葉台1丁目北児童公園, 双葉台1丁目西緑地, 双葉台1丁目東緑地, 双葉台1丁目南児童公園, 双葉台2丁目北児童公園, 双葉台2丁目南児童公園, 双葉台4丁目児童公園, 双葉台4丁目東緑地, 双葉台4丁目緑地, 双葉台5丁目児童公園, 双葉台公園, 文京児童公園, 弁財天池緑地, 弁天池公園, 堀町街区公園, 堀町緑地, 保和苑, 本町2丁目北緑地, 本町2丁目南緑地, 前原児童公園, 萬葉曝井の森, 水戸駅南口さくら西公園, 水戸駅南口さくら東公園, 水戸市植物公園, 水戸総合卸センター公園, 水戸西流通センター緑地, 宮西児童公園, 宮東児童公園, 見和2丁目街区公園, 見和3丁目広場, 元石川工業団地緑地, 元石川乗越沢緑地, 元吉田鯉沢緑地, 元吉田児童公園, 元吉田第1児童公園, 元吉田古宿街区公園, 柳町1丁目緑地, 百合が丘北街区公園, 百合が丘公園, 百合が丘中央広場, 百合が丘西街区公園, 百合が丘南街区公園, 百合が丘緑地, 吉沢街区公園, 利生山児童公園, 六番池児童公園, 若林池緑地

児童遊園

水戸市赤塚町児童遊園, 水戸市赤塚1丁目第1児童遊園, 水戸市赤塚1丁目第2児童遊園, 水戸市曙町児童遊園, 水戸市飯富町児童遊園, 水戸市石川町上北谷津児童遊園, 水戸市石川1丁目児童遊園, 水戸市石川3丁目児童遊園, 水戸市石川3丁目第1児童遊園, 水戸市石川4丁目児童遊園, 水戸市内原町竹ノ内児童遊園, 水戸市内原町長田児童遊園, 水戸市内原町長田第1児童遊園, 水戸市内原町長田第2児童遊園, 水戸市内原町長田第3児童遊園, 水戸市内原町仲丸児童遊園, 水戸市内原町中谷地児童遊園, 水戸市内原町松下児童遊園, 水戸市内原町道下児童遊園, 水戸市大塚町池上児童遊園, 水戸市大塚町大塚児童遊園, 水戸市大場第1児童遊園, 水戸市笠原町児童遊園, 水戸市笠原町第1児童遊園, 水戸市笠原町第2児童遊園, 水戸市笠原町第3児童遊園, 水戸市笠原町第4児童遊園, 水戸市笠原町第5児童遊園, 水戸市笠原町上組児童遊園, 水戸市笠原町上組第1児童遊園, 水戸市笠原町上組第2児童遊園, 水戸市笠原町中組児童遊園, 水戸市笠原町中組第1児童遊園, 水戸市笠原町中組第2児童遊園, 水戸市笠原町下組児童遊園, 水戸市笠原町下組第1児童遊園, 水戸市笠原町下組第2児童遊園, 水戸市笠原町下組第3児童遊園, 水戸市笠原町下組第4児童遊園, 水戸市笠原町下組第5児童遊園, 水戸市笠原町下組第6児童遊園, 水戸市笠原町下組第7児童遊園, 水戸市笠原町下組第8児童遊園, 水戸市笠原町下組第9児童遊園, 水戸市笠原町三軒家児童遊園, 水戸市笠原町富士見台児童遊園, 水戸市笠原町南児童遊園, 水戸市笠原町谷津第1児童遊園, 水戸市笠原町谷津第2児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第1児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第2児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第3児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第4児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第5児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第6児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第7児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第8児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第9児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第10児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第11児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第12児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第13児童遊園, 水戸市笠原町八ツ無地第14児童遊園, 水戸市金町3丁目児童遊園, 水戸市上水戸児童遊園, 水戸市上水戸2丁目児童遊園, 水戸市上水戸4丁目児童遊園, 水戸市上水戸4丁目第1児童遊園, 水戸市上水戸4丁目第2児童遊園, 水戸市上水戸4丁目第3児童遊園, 水戸市河和田1丁目児童遊園, 水戸市河和田2丁目児童遊園, 水戸市河和田2丁目第1児童遊園, 水戸市河和田3丁目児童遊園, 水戸市河和田春日台児童遊園, 水戸市河和田台児童遊園, 水戸市河和田町池下児童遊園, 水戸市河和田町一丁田児童遊園, 水戸市河和田町新田前児童遊園, 水戸市河和田町丹下二ノ牧児童遊園, 水戸市河和田町東原児童遊園, 水戸市河和田町東原第1児童遊園, 水戸市河和田町東原第2児童遊園, 水戸市河和田町水窪児童遊園, 水戸市河和田町水窪第1児童遊園, 水戸市河和田町水窪第2児童遊園, 水戸市河和田町水窪第3児童遊園, 水戸市鯉淵町三ノ割児童遊園, 水戸市鯉淵町五ノ割児童遊園, 水戸市鯉淵町五ノ割第1児童遊園, 水戸市鯉淵町五ノ割第2児童遊園, 水戸市御殿山児童遊園, 水戸市小吹町釜場児童遊園, 水戸市小吹町水戸道児童遊園, 水戸市酒門町薊谷原児童遊園, 水戸市酒門町下千束児童遊園, 水戸市酒門町宿後児童遊園, 水戸市酒門町千束児童遊園, 水戸市酒門町千束第1児童遊園, 水戸市酒門町千束第2児童遊園, 水戸市酒門町千束第3児童遊園, 水戸市酒門町千束第4児童遊園, 水戸市酒門町太子下児童遊園, 水戸市酒門町太子下第1児童遊園, 水戸市酒門町西割児童遊園, 水戸市酒門町東原児童遊園, 水戸市酒門町東原第1児童遊園, 水戸市酒門町東原第2児童遊園, 水戸市酒門町東原第3児童遊園, 水戸市酒門町東原第4児童遊園, 水戸市酒門町東原第5児童遊園, 水戸市酒門町東原第6児童遊園, 水戸市桜川第2団地児童遊園, 水戸市桜川西団地北児童遊園, 水戸市桜川西団地南児童遊園, 水戸市三の丸3丁目児童遊園, 水戸市自由

が丘児童遊園, 水戸市新原児童遊園, 水戸市新原1丁目第1児童遊園, 水戸市住吉町児童遊園, 水戸市住吉町第1児童遊園, 水戸市住吉町第2児童遊園, 水戸市住吉町第3児童遊園, 水戸市住吉町第4児童遊園, 水戸市住吉町第5児童遊園, 水戸市住吉町第6児童遊園, 水戸市住吉町第7児童遊園, 水戸市住吉町第8児童遊園, 水戸市住吉町東児童遊園, 水戸市千波町海道付児童遊園, 水戸市千波町海道付第1児童遊園, 水戸市千波町海道付第2児童遊園, 水戸市千波町北葉山児童遊園, 水戸市千波町久保児童遊園, 水戸市千波町久保第1児童遊園, 水戸市千波町久保第2児童遊園, 水戸市千波町坂上児童遊園, 水戸市千波町山王塚児童遊園, 水戸市千波町十一軒児童遊園, 水戸市千波町十一軒第1児童遊園, 水戸市千波町十一軒第2児童遊園, 水戸市千波町十一軒第3児童遊園, 水戸市千波町十一軒第4児童遊園, 水戸市千波町十一軒第5児童遊園, 水戸市千波町十一軒第6児童遊園, 水戸市千波町千波原児童遊園, 水戸市千波町千波原第1児童遊園, 水戸市千波町千波原第2児童遊園, 水戸市千波町千波原第3児童遊園, 水戸市千波町千波原第4児童遊園, 水戸市千波町千波原第5児童遊園, 水戸市千波町千波原第6児童遊園, 水戸市千波町千波山児童遊園, 水戸市千波町千波山第1児童遊園, 水戸市千波町千波山第2児童遊園, 水戸市千波町台畠児童遊園, 水戸市千波町台畠第1児童遊園, 水戸市千波町中道南児童遊園, 水戸市千波町中山児童遊園, 水戸市千波町中山第1児童遊園, 水戸市千波町原新田児童遊園, 水戸市千波町原新田第1児童遊園, 水戸市千波町原新田第2児童遊園, 水戸市東野第1児童遊園, 水戸市東野第2児童遊園, 水戸市東野町北割児童遊園, 水戸市東野町北割第1児童遊園, 水戸市東野町北割第2児童遊園, 水戸市東野町中山児童遊園, 水戸市東野町西谷津児童遊園, 水戸市東野町西谷津第1児童遊園, 水戸市東野町東谷津児童遊園, 水戸市東野町東谷津第1児童遊園, 水戸市東野町東谷津第2児童遊園, 水戸市東野町東山児童遊園, 水戸市東前3丁目児童遊園, 水戸市常磐の杜第1児童遊園, 水戸市常磐の杜第2児童遊園, 水戸市常磐の杜第3児童遊園, 水戸市常磐の杜第4児童遊園, 水戸市中丸町新切児童遊園, 水戸市中丸町新山児童遊園, 水戸市中丸町新山第1児童遊園, 水戸市中丸町西谷津児童遊園, 水戸市中丸町前峰児童遊園, 水戸市西原1丁目児童遊園, 水戸市西原1丁目第1児童遊園, 水戸市西原2丁目児童遊園, 水戸市西原3丁目児童遊園, 水戸市浜田町児童遊園, 水戸市ひがし一里塚児童遊園, 水戸市東原2丁目児童遊園, 水戸市東原2丁目第1児童遊園, 水戸市姫子1丁目児童遊園, 水戸市姫子1丁目第1児童遊園, 水戸市姫子1丁目第2児童遊園, 水戸市姫子1丁目第3児童遊園, 水戸市姫子1丁目第4児童遊園, 水戸市姫子1丁目第5児童遊園, 水戸市姫子2丁目児童遊園, 水戸市姫子2丁目第1児童遊園, 水戸市姫子2丁目第2児童遊園, 水戸市姫子裡北側児童遊園, 水戸市平須町池ノ渕児童遊園, 水戸市平須町池ノ渕第1児童遊園, 水戸市平須町尾猿塚児童遊園, 水戸市平須町新山児童遊園, 水戸市平須町新山第1児童遊園, 水戸市平須町新山第2児童遊園, 水戸市平須町新山北児童遊園, 水戸市平須町北皿久保児童遊園, 水戸市平須町新田原児童遊園, 水戸市平須町東皿久保第2児童遊園, 水戸市平須町南山児童遊園, 水戸市双葉台4丁目児童遊園, 水戸市堀町児童遊園, 水戸市堀町石川第1児童遊園, 水戸市堀町石川第2児童遊園, 水戸市堀町石川第3児童遊園, 水戸市堀町希望が丘団地児童遊園, 水戸市堀町高野下児童遊園, 水戸市堀町新田児童遊園, 水戸市堀町新田第1児童遊園, 水戸市堀町新田第2児童遊園, 水戸市堀町新田第3児童遊園, 水戸市堀町遠下児童遊園, 水戸市堀町堂地内児童遊園, 水戸市堀町松原児童遊園, 水戸市見川町大山台児童遊園, 水戸市見川町大山台第1児童遊園, 水戸市見川町大山台第2児童遊園, 水戸市見川町大山台第3児童遊園, 水戸市見川町釜場児童遊園, 水戸市見川町釜場第1児童遊園, 水戸市見川町釜場第2児童遊園, 水戸市見川町沓掛児童遊園, 水戸市見川町沓掛第1児童遊園, 水戸市見川町沓掛第2児童遊園, 水戸市見川町丹下児童遊園, 水戸市見川町丹下第1児童遊園, 水戸市見川町丹下一ノ牧児童遊園, 水戸市見川町丹下一ノ牧第1児童遊園, 水戸市見

川2丁目児童遊園, 水戸市見川2丁目第1児童遊園, 水戸市見川2丁目第2児童遊園, 水戸市見川2丁目第3児童遊園, 水戸市見川2丁目第4児童遊園, 水戸市見川2丁目第5児童遊園, 水戸市見川3丁目児童遊園, 水戸市見川3丁目第1児童遊園, 水戸市見川4丁目児童遊園, 水戸市見川4丁目第1児童遊園, 水戸市見川4丁目第2児童遊園, 水戸市見川4丁目第3児童遊園, 水戸市見川5丁目児童遊園, 水戸市見川5丁目第1児童遊園, 水戸市緑町3丁目児童遊園, 水戸市見和1丁目第1児童遊園, 水戸市見和1丁目第2児童遊園, 水戸市見和1丁目第3児童遊園, 水戸市見和1丁目梅が丘第1児童遊園, 水戸市見和1丁目梅が丘第2児童遊園, 水戸市見和1丁目桜が丘児童遊園, 水戸市見和1丁目桜台児童遊園, 水戸市見和1丁目桜台第1児童遊園, 水戸市見和2丁目児童遊園, 水戸市見和2丁目第1児童遊園, 水戸市見和2丁目第2児童遊園, 水戸市見和2丁目第3児童遊園, 水戸市見和2丁目第4児童遊園, 水戸市見和2丁目第5児童遊園, 水戸市見和3丁目第1児童遊園, 水戸市見和3丁目第2児童遊園, 水戸市見和3丁目第3児童遊園, 水戸市見和3丁目第4児童遊園, 水戸市見和3丁目第5児童遊園, 水戸市見和3丁目第6児童遊園, 水戸市見和3丁目第7児童遊園, 水戸市見和3丁目第8児童遊園, 水戸市見和青葉台児童遊園, 水戸市見和曲ノ手第1児童遊園, 水戸市見和曲ノ手第2児童遊園, 水戸市元石川町堂ノ上児童遊園, 水戸市元石川町乘越沢第1児童遊園, 水戸市元石川町乘越沢第2児童遊園, 水戸市元吉田町荒谷第1児童遊園, 水戸市元吉田町荒谷第2児童遊園, 水戸市元吉田町荒谷第3児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東第1児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東第2児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東第3児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東第4児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東第5児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚東第6児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚西児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚西第1児童遊園, 水戸市元吉田町一里塚西第2児童遊園, 水戸市元吉田町一本松児童遊園, 水戸市元吉田町上千束児童遊園, 水戸市元吉田町狐塚児童遊園, 水戸市元吉田町宿児童遊園, 水戸市元吉田町西組児童遊園, 水戸市元吉田町西組第1児童遊園, 水戸市元吉田町原児童遊園, 水戸市元吉田町原第1児童遊園, 水戸市元吉田町原第2児童遊園, 水戸市元吉田町柊児童遊園, 水戸市元吉田町東組児童遊園, 水戸市元吉田町横宿児童遊園, 水戸市谷田町児童遊園, 水戸市柳河町向芝野児童遊園, 水戸市柳町1丁目児童遊園, 水戸市吉沢町第1児童遊園, 水戸市吉沢町第3児童遊園, 水戸市吉沢町長堀前児童遊園, 水戸市吉沢町西割児童遊園, 水戸市吉沢町東割児童遊園, 水戸市米沢町上組児童遊園, 水戸市米沢町上組第1児童遊園, 水戸市米沢町逆川児童遊園, 水戸市米沢町下組児童遊園, 水戸市米沢町下組第1児童遊園, 水戸市米沢町下組第2児童遊園, 水戸市米沢町代官山下児童遊園, 水戸市米沢町代官山下第1児童遊園, 水戸市米沢町代官山下第2児童遊園, 水戸市米沢町代官山下第3児童遊園, 水戸市米沢町代官山下第4児童遊園, 水戸市渡里町南前原児童遊園

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市本町駐車場
- (2) 水戸市水戸駅南口広場駐車場
- (3) 水戸市五軒町地下駐車場
- (4) 水戸市五軒町立体駐車場
- (5) 水戸市赤塚駅南口広場駐車場
- (6) 水戸市赤塚駅北口広場駐車場
- (7) 水戸市内原駅北口広場駐車場

2 指定管理者となる団体の名称 国際警備保障・ジェイエスケイ共同企業体

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市常磐町駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人水戸観光コンベンション協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市赤塚駅北口駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市立東部図書館
- (2) 水戸市立西部図書館
- (3) 水戸市立見和図書館
- (4) 水戸市立常澄図書館
- (5) 水戸市立内原図書館

2 指定管理者となる団体の名称 株式会社図書館流通センター

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 総合運動公園
- (2) 千波公園（テニスコートに限る。）
- (3) 青柳公園
- (4) 大塚池公園（野球場に限る。）
- (5) 東町運動公園
- (6) 水戸市大串貝塚ふれあい公園（テニスコート及びプールに限る。）
- (7) 水戸市小吹運動公園
- (8) 水戸市立競技場
- (9) 水戸市常澄運動場
- (10) 水戸市常澄健康管理トレーニングセンター
- (11) 水戸市立サッカー・ラグビー場
- (12) 水戸市内原ヘルスパーク
- (13) 水戸市下入野健康増進センター
- (14) 市民運動場（別紙のとおり）

2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

市民運動場

石川市民運動場，内原市民運動場，上大野市民運動場，上中妻市民運動場，河和田市民運動場，鯉淵市民運動場，城東市民運動場，田野市民運動場，ちとせ市民運動場，東野市民運動場，中妻市民運動場，元石川市民運動場，元吉田市民運動場，柳河市民運動場，若宮市民運動場

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定を別紙のとおり行うものとする。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

（参考）

道路法抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条第1項 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

同条第2項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

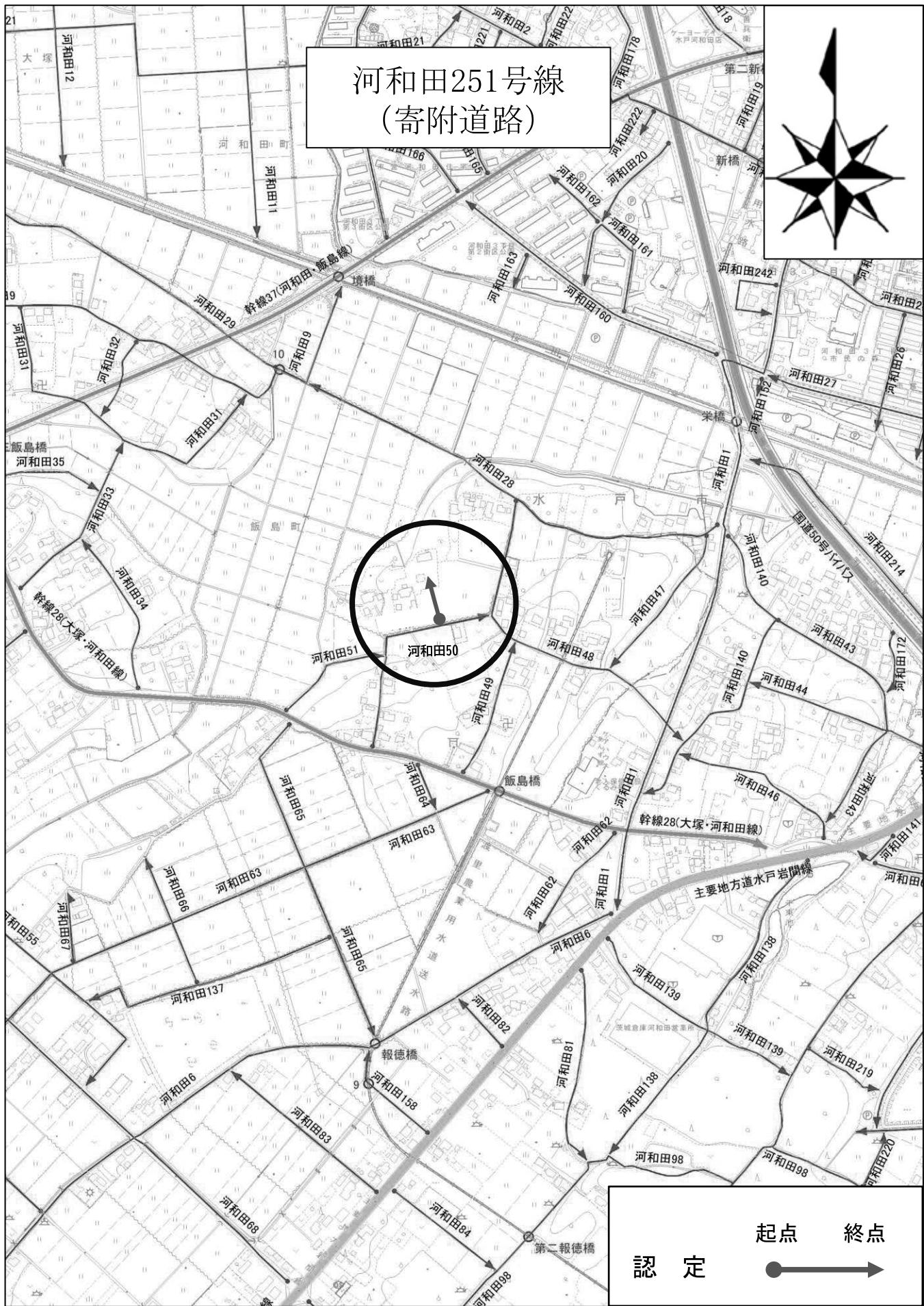
別 紙

路線の認定

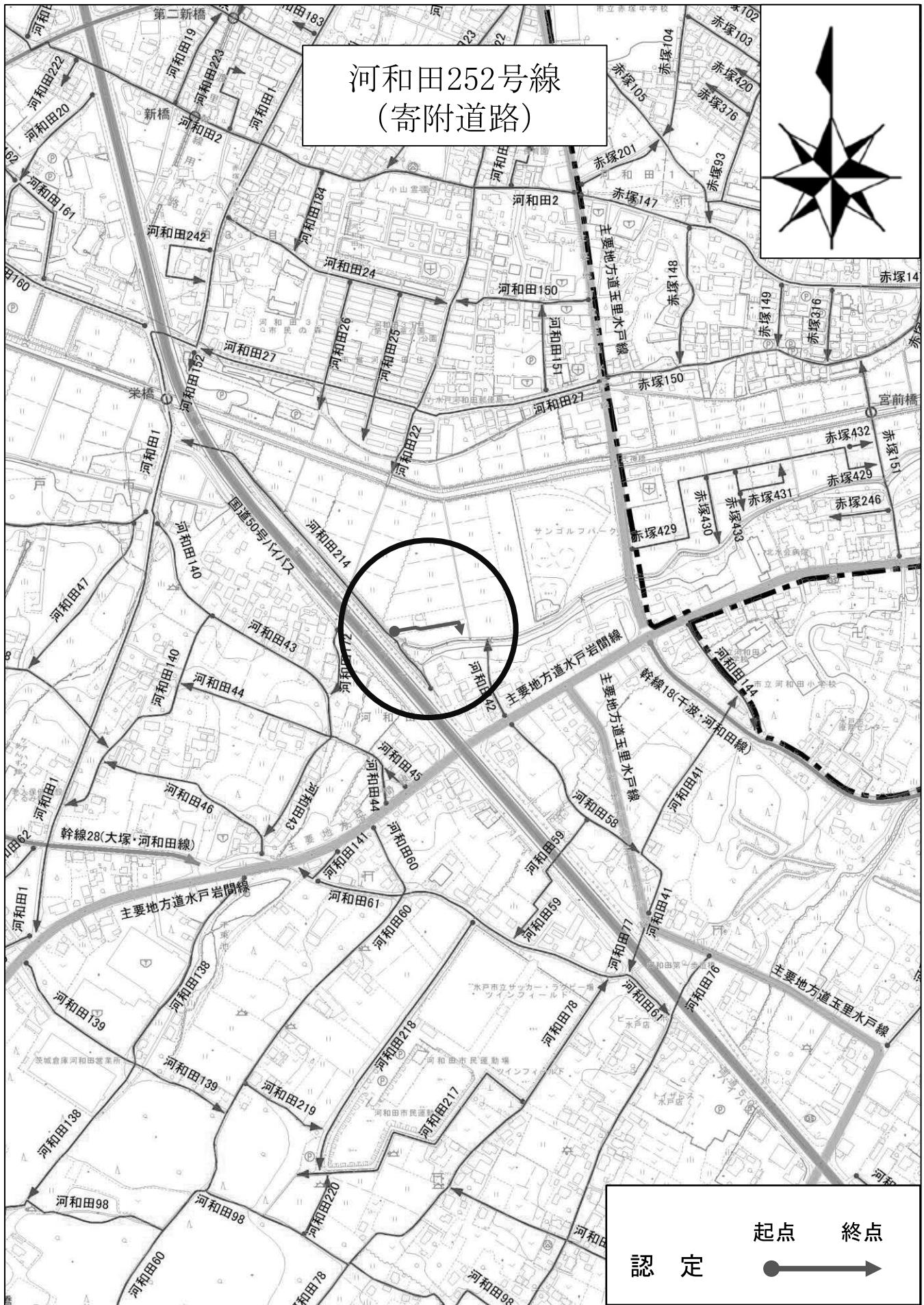
路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
河和田 251号線	起点 市道河和田50号交点 水戸市飯島町1134番18地先 終点 水戸市飯島町1135番2地先			75.13		6.00	寄附道路
河和田 252号線	起点 市道河和田214号交点 水戸市河和田町4912番4地先 終点 水戸市河和田町4923番地先			117.22		4.00 ~6.02	寄附道路
河和田 253号線	起点 市道河和田106号交点 水戸市河和田町254番1地先 終点 市道河和田107号交点 水戸市河和田町264番2地先			248.76		6.35	開発行為 道 路
河和田 254号線	起点 市道河和田233号交点 水戸市河和田町270番11地先 終点 市道河和田253号交点 水戸市河和田町5132番地先			45.73		4.31 ~4.36	開発行為 道 路
笠原 312号線	起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町884番13地先 終点 市道笠原36号交点 水戸市笠原町1784番9地先			326.59		8.00 ~9.99	開発行為 道 路
笠原 313号線	起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町1772番19地先 終点 市道笠原316号交点 水戸市笠原町1772番10地先			125.59		6.35	開発行為 道 路
笠原 314号線	起点 市道笠原43号交点 水戸市笠原町1776番21地先 終点 市道笠原317号交点 水戸市笠原町1776番8地先			37.53		6.35	開発行為 道 路
笠原 315号線	起点 市道笠原312号交点 水戸市笠原町1770番8地先 終点 市道笠原312号交点 水戸市笠原町1770番10地先			77.66		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
笠原 316号線	起点 市道笠原312号交点 水戸市笠原町1772番46地先 終点 市道笠原312号交点 水戸市笠原町1784番7地先			351.14		6.35 ~6.37	開発行為 道 路
笠原 317号線	起点 市道笠原312号交点 水戸市笠原町1776番8地先 終点 水戸市笠原町1776番14地先			100.48		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
笠原 318号線	起点 市道笠原316号交点 水戸市笠原町1772番46地先 終点 市道笠原316号交点 水戸市笠原町1772番32地先			90.18		6.35 ~6.36	開発行為 道 路

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋 り ょ う		
笠 原 319号線	起点 市道笠原316号交点 水戸市笠原町1784番34地先 終点 市道笠原316号交点 水戸市笠原町1784番28地先			79.57		6.35 ～6.37	開発行為 道 路
笠 原 320号線	起点 市道吉田3号交点 水戸市米沢町574番1地先 終点 水戸市米沢町575番7地先			72.27		6.35	開発行為 道 路
酒 門 402号線	起点 国道6号交点 水戸市酒門町1060番3地先 終点 幹線市道8号交点 水戸市酒門町569番2地先			399.00		6.50 ～8.30	移管道路
酒 門 403号線	起点 幹線市道11号交点 水戸市住吉町80番2地先 終点 水戸市住吉町80番20地先			66.05		6.34 ～6.36	開発行為 道 路
渡 里 339号線	起点 市道渡里50号交点 水戸市開江町2074番20地先 終点 水戸市開江町2074番57地先			42.62		6.35	開発行為 道 路
見 川 311号線	起点 市道見川236号交点 水戸市見川3丁目1078番11地先 終点 水戸市見川3丁目1078番16地先			41.62		6.35	開発行為 道 路
浜 田 219号線	起点 市道浜田8号交点 水戸市元吉田町2512番3地先 終点 水戸市元吉田町2512番12地先			49.60		4.22 ～4.25	寄附道路
内 原 8-3155号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市内原町1496番68地先 終点 水戸市内原町1390番8地先			268.06		6.35 ～6.36	開発行為 道 路
内 原 8-3156号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市内原町1496番81地先 終点 市道内原8-3155号交点 水戸市内原町1496番82地先			31.97		6.35	開発行為 道 路
内 原 8-3157号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市内原町1496番92地先 終点 市道内原8-3155号交点 水戸市内原町1496番50地先			20.01		6.35	開発行為 道 路

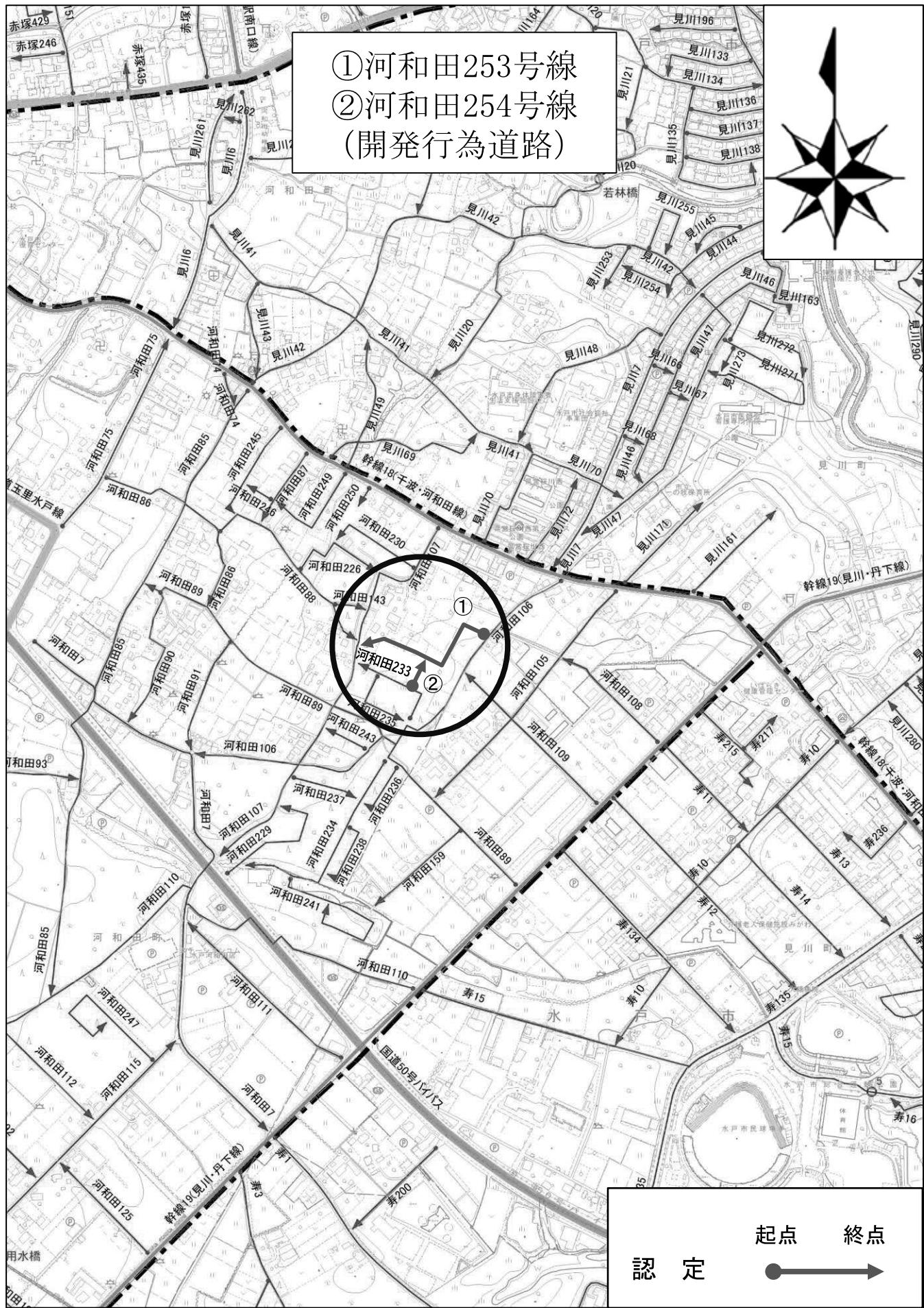
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



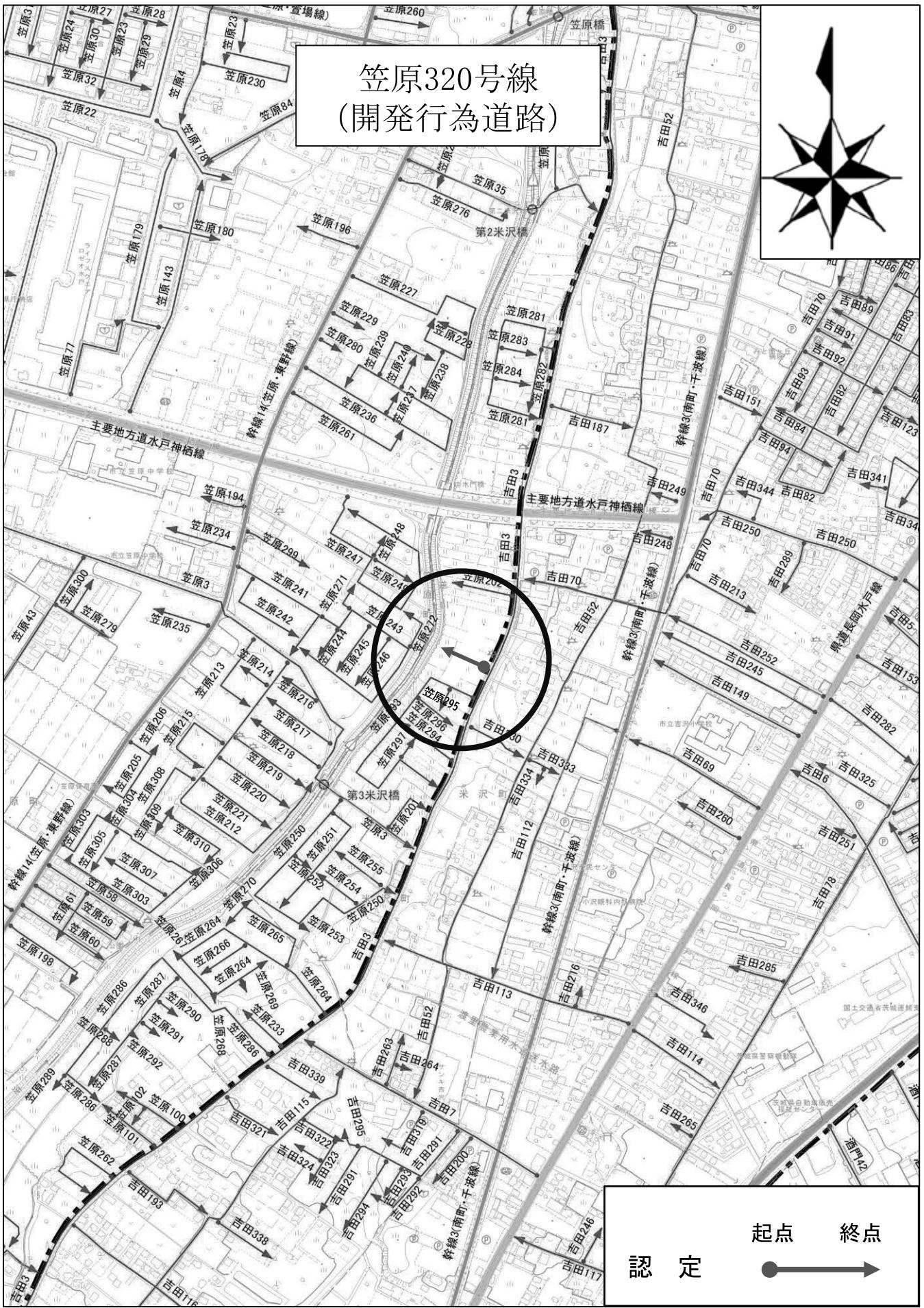
市道路線の認定の位置図



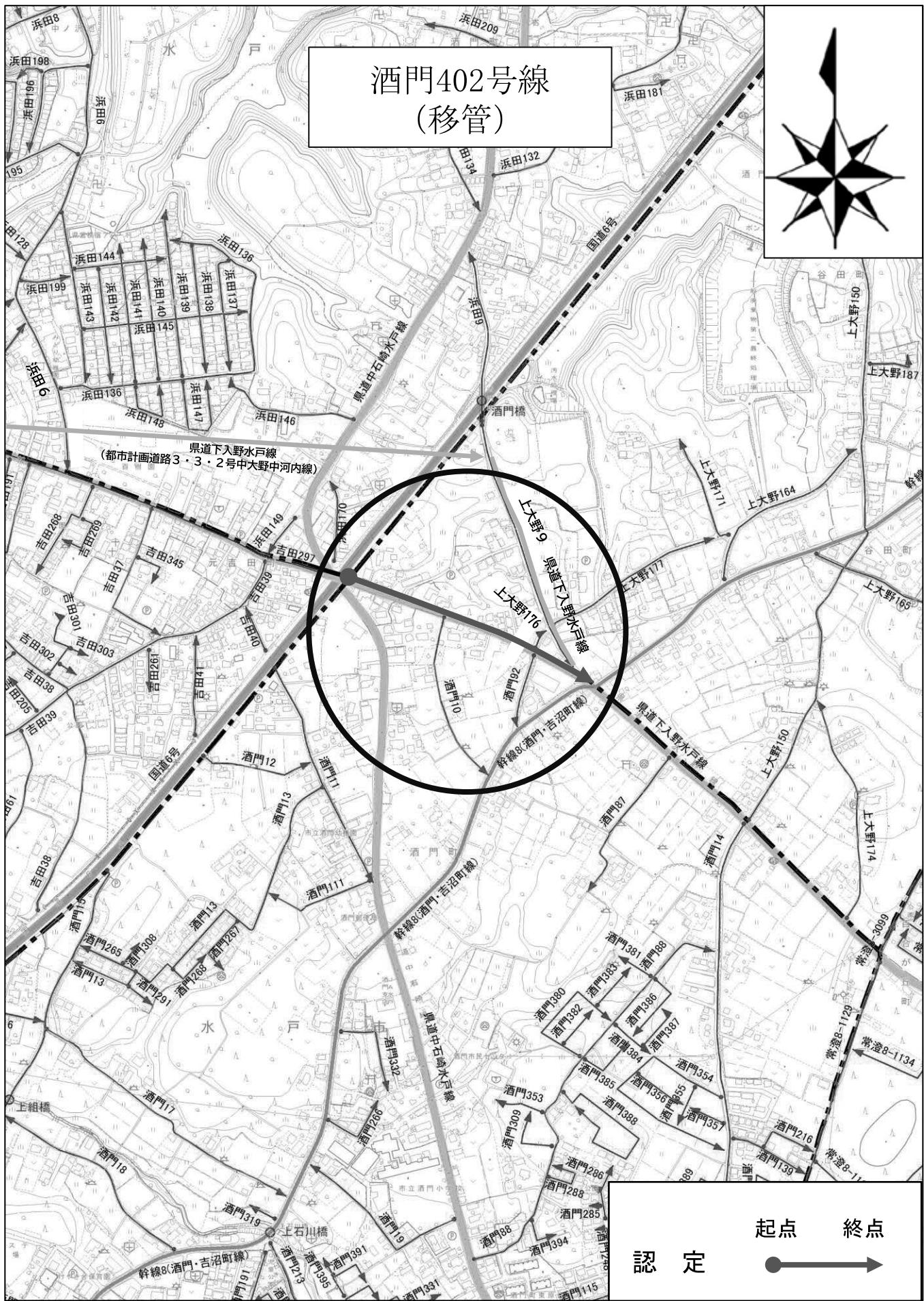
市道路線の認定の位置図



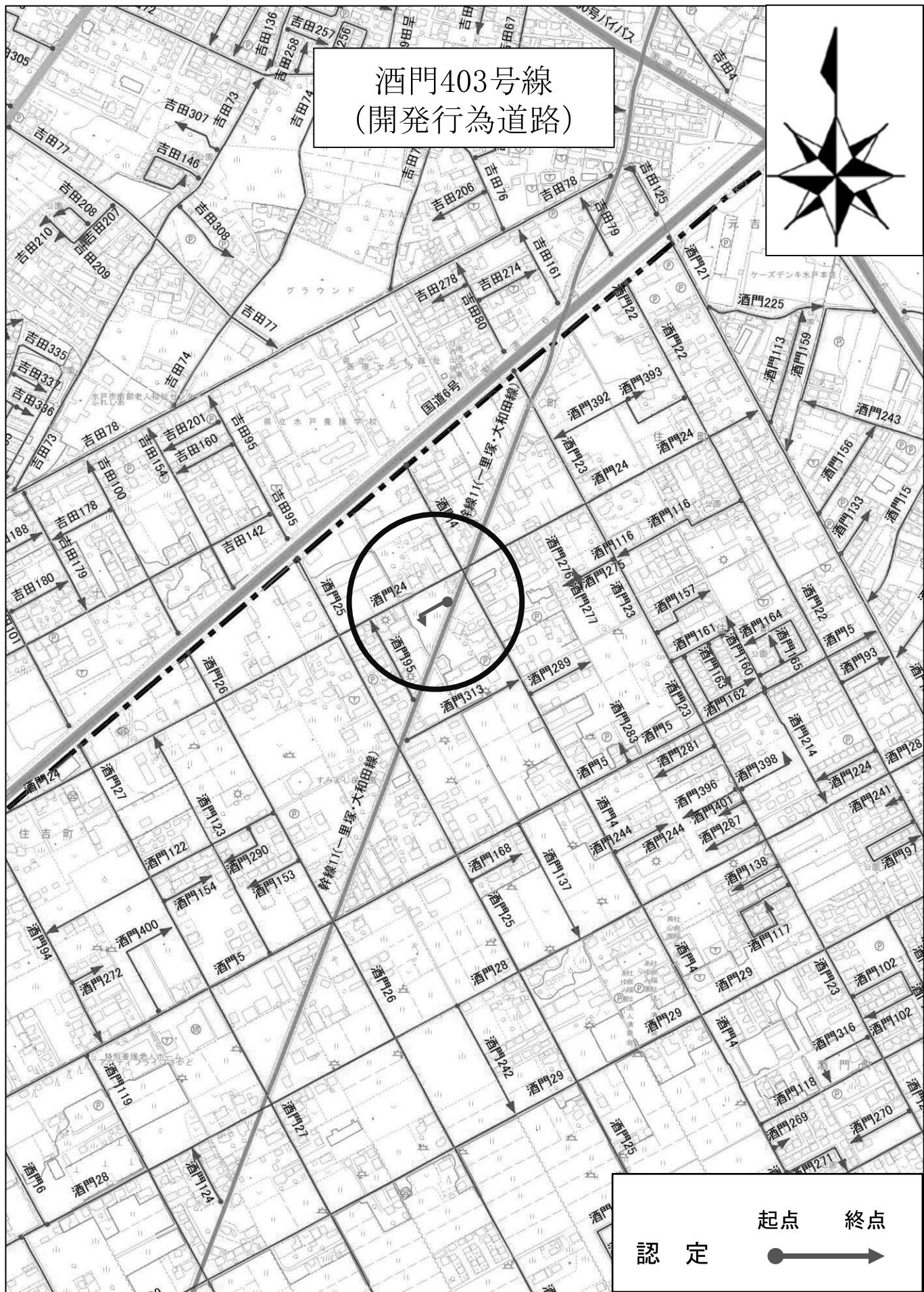
市道路線の認定の位置図



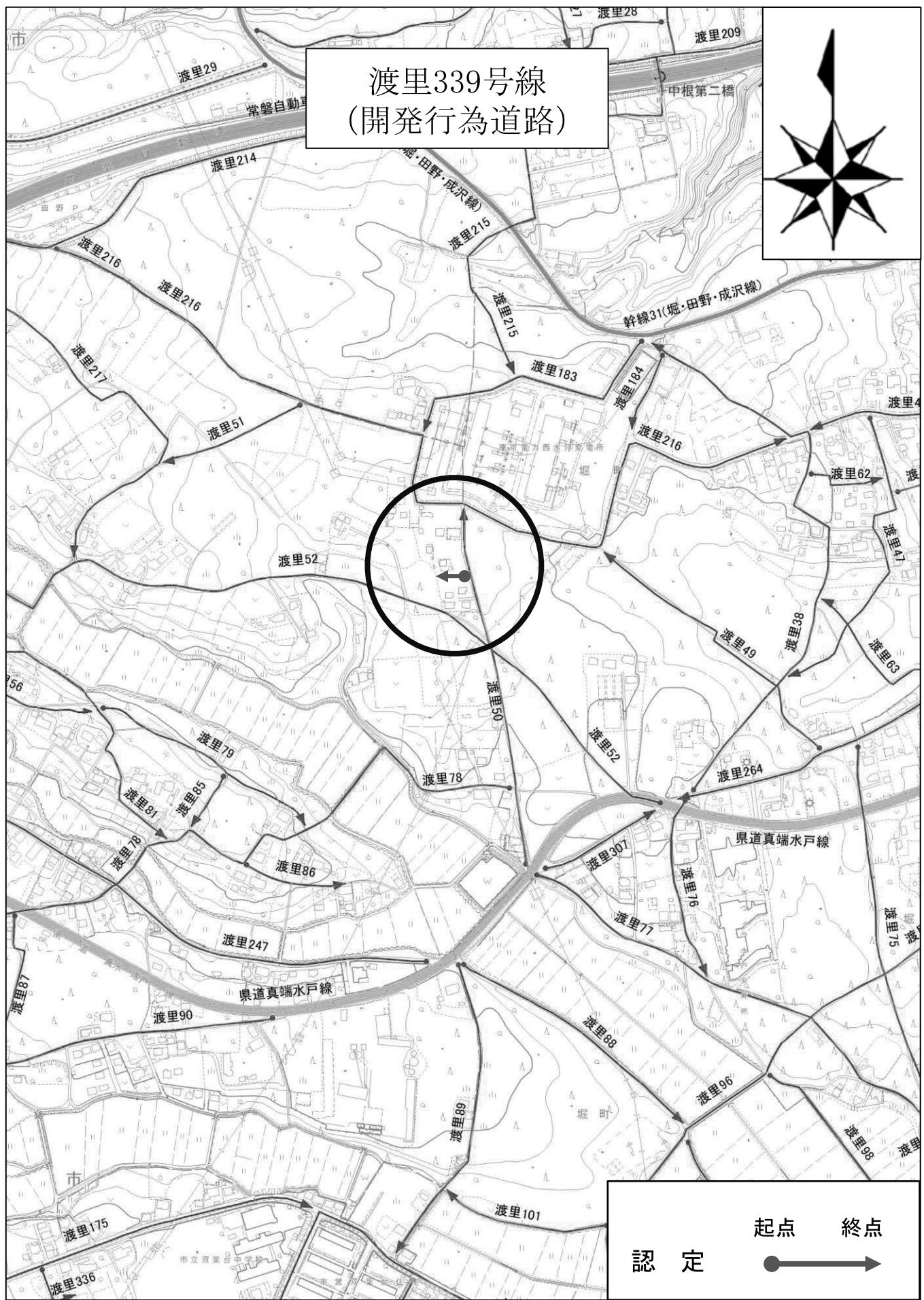
市道路線の認定の位置図



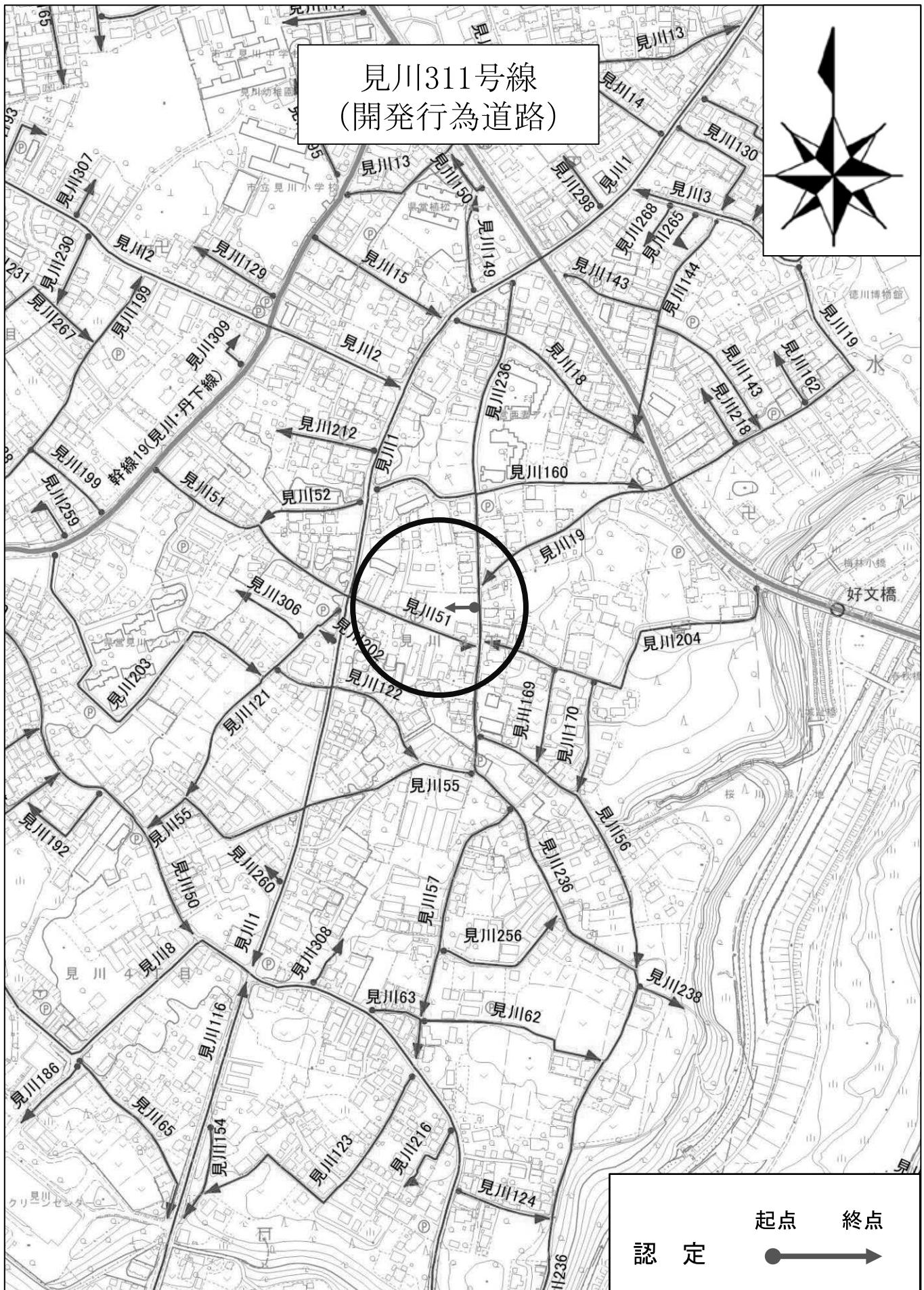
市道路線の認定の位置図



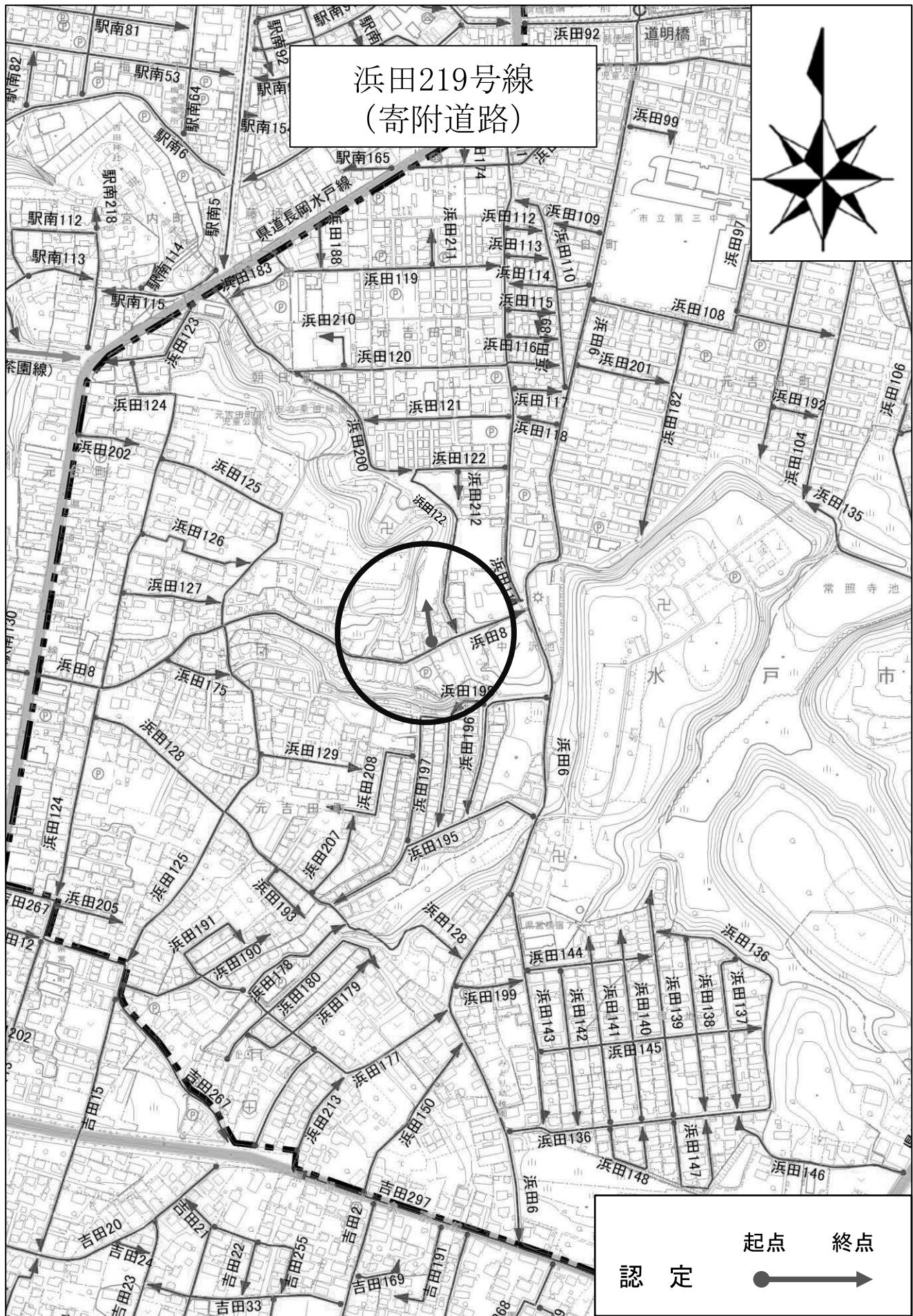
市道路線の認定の位置図



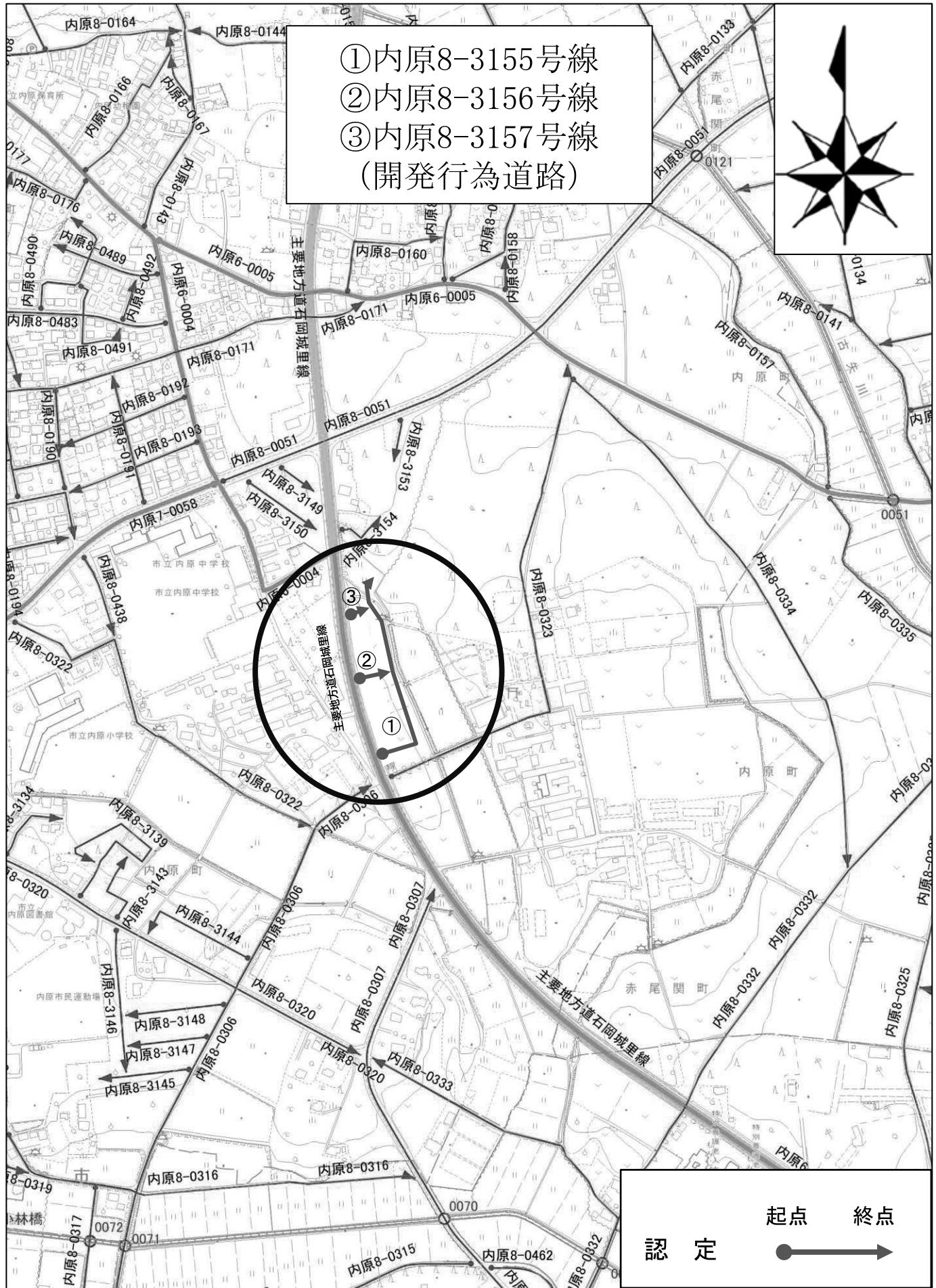
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



五軒市民センター解体工事請負契約の締結について

五軒市民センター解体工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

1 工 事 名	五軒市民センター解体工事
2 契 約 金 額	202,620,000円
3 契約の相手方	大洋・ニッキ・大凜工特定建設工事共同企業体
代表者	水戸市千波町1950番地 ウェーブ21ビル3階A 株式会社大洋
構成員	代表取締役 勝 山 純 至 水戸市千波町1950番地 ウェーブ21ビル3階A 株式会社大洋
構成員	代表取締役 勝 山 純 至 水戸市田野町1038番地 8
	有限会社ニッキ
構成員	代表取締役 菊 池 文 夫 水戸市笠原町1520番地の2 ジョージアンタウンA棟6号室
	株式会社大凜工
	代表取締役 木 村 義 男

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

旧水戸市小吹清掃工場粗大ごみ処理施設等及び地下構造物解体工事請負契約の締結について

旧水戸市小吹清掃工場粗大ごみ処理施設等及び地下構造物解体工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

1 工 事 名	旧水戸市小吹清掃工場粗大ごみ処理施設等及び地下構造物解体工事
2 契 約 金 額	895,950,000円
3 契約の相手方	株木・大洋・ユタカ・栄建特定建設工事共同企業体
代表者	水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 代表取締役 株 木 康 吉
構成員	水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 代表取締役 株 木 康 吉
構成員	水戸市千波町1950番地 ウェーブ21ビル3階A 株式会社大洋 代表取締役 勝 山 純 至
構成員	水戸市河和田町3891番地 ユタカ建設工業株式会社 代表取締役 石 井 登
構成員	水戸市小吹町1928番地の1 株式会社栄建 代表取締役 矢 野 栄 策

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市立第四中学校校舎増築工事請負契約の締結について

水戸市立第四中学校校舎増築工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 水戸市立第四中学校校舎増築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 581,680,000円 |
| 3 契約の相手方 | 鈴木良・関口・田口特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市緑町1丁目1番4号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役 鈴木 勝彦 |
| 構成員 | 水戸市緑町1丁目1番4号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役 鈴木 勝彦 |
| 構成員 | 水戸市新原2丁目4番33号
株式会社関口工務店
代表取締役 関口 宏 |
| 構成員 | 水戸市城南3丁目12番6号
田口建設工業株式会社
代表取締役 田口 恵一郎 |

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修工事請負契約の 締結について

常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修工事 |
| 2 契 約 金 額 | 297,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 葵・雲井特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市五軒町2丁目2番7号
株式会社葵建設工業
代表取締役 栗原真由子 |
| 構成員 | 水戸市五軒町2丁目2番7号
株式会社葵建設工業
代表取締役 栗原真由子 |
| 構成員 | 水戸市小泉町267番地1
株式会社雲井工務店
代表取締役 雲井万貴子 |

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

財産の取得について

避難所用簡易パーティションとして、次により取得するものとする。

記

1 動 産 の 表 示	避難所用簡易パーティション	1,079個
2 取 得 價 格	45,102,200円	
3 契約の相手方	水戸市住吉町32番地の2 栄興防災株式会社 代表取締役 沼 田 章 仁	

令和7年12月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、
予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和7年度水戸市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度水戸市的一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,069,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
12 地方交付税		千円 12,476,000	千円 1,820	千円 12,477,820
	1 地方交付税	12,476,000	1,820	12,477,820
19 寄附金		974,250	300,000	1,274,250
	1 寄附金	974,250	300,000	1,274,250
20 繰入金		2,749,425	△150,000	2,599,425
	1 基金繰入金	2,739,425	△150,000	2,589,425
21 繰越金		416,300	914,027	1,330,327
	1 繰越金	416,300	914,027	1,330,327
歳 入 合 計		129,003,733	1,065,847	130,069,580

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 11,117,535	千円 1,026,065	千円 12,143,600
	1 総務管理費	8,429,429	1,026,065	9,455,494
8 土木費		17,314,291	39,782	17,354,073
	4 都市計画費	11,302,143	39,782	11,341,925
歳 出 合 計		129,003,733	1,065,847	130,069,580

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
水戸芸術館管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	1,348,600 千円
水戸市国際交流センター管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	192,300
水戸市福祉ボランティア会館等管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	6,188,000
水戸市精神障害者社会復帰施設管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	549,800
水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	253,200
都市公園等管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	4,113,500
水戸市本町駐車場等管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和10年度まで	89,300
水戸市立東部図書館等管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	1,361,600
総合運動公園等管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	5,709,500
地域包括支援センター運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	1,471,800

令和7年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「別表債務負担行為」による。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水戸市赤塚駅北口駐車場管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	千円 157,800
水戸市五軒町立体駐車場管理運営に係る債務負担	令和8年度から 令和10年度まで	75,100

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次の各号に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

- (1) 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）
第11条
- (2) 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）第25条
- (3) 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第44号）第10条
- (4) 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）第12条
- (5) 水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年水戸市条例第7号）第14条

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年9月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第64号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年7月27日 午後2時30分頃
事故発生場所	[REDACTED]
和解の相手方	[REDACTED] [REDACTED]
事故の概要	道路管理課職員比佐優之は、市有車を運転し、上記場所において左折した際、相手方所有のブロック塀に接触した。 この結果、当該ブロック塀が損傷したものである。
和解の条件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として49,852円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年8月25日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第65号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年1月30日 午後1時10分頃
事 故 発 生 場 所	[REDACTED]
和 解 の 相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]
事 故 の 概 要	清掃事務所職員金子拓路は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、相手方が管理するごみ集積所の扉に接触した。 この結果、当該ごみ集積所の扉が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として1,122,000円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年9月11日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第66号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年3月5日 午前8時50分頃
事故発生場所	水戸市金町2丁目6番31号
和解の相手方	水戸市南町2丁目4番33号 香陵住販株式会社 代表取締役 薄井宗明
事故の概要	清掃事務所職員深堀泰成は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、相手方が管理するブロック塀に接触した。 この結果、当該ブロック塀が損傷したものである。
和解の条件	市は、香陵住販株式会社に対し、損害賠償金として22,000円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年9月16日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年9月30日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第68号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年8月12日 午後2時20分頃
事 故 発 生 場 所	■■■■■
和 解 の 相 手 方	■■■■■ ■■■■■
事 故 の 概 要	清掃事務所職員飛田将洋は、市有車を運転し、上記場所において対向車を避けようとした際、相手方所有のポールに接触した。 この結果、当該ポールが損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、■■■■■に対し、損害賠償金として78,507円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年10月6日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第69号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年7月31日 午後1時30分頃
事故発生場所	[REDACTED]
和解の相手方	[REDACTED] [REDACTED]
事故の概要	介護保険課職員柏谷由起子は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、相手方所有のブロック塀に接触した。 この結果、当該ブロック塀が損傷したものである。
和解の条件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として254,388円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年10月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第70号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和6年10月18日 午前9時20分頃
事故発生場所	水戸市下入野町409番3地先交差点
和解の相手方	■■■■■ ■■■■■
事故の概要	清掃事務所職員石井孝佳は、市有車を運転し、上記交差点に進入した際、左側から走行してきた相手方の車両と衝突した。 この結果、双方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、■■■■■に対し17,225円を、■■■■■は、市に対し6,156,324円を、それぞれ損害賠償金として支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年11月12日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第71号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年5月22日 午前11時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市酒門町4277番地の3
和 解 の 相 手 方	水戸市笠原町600番地の34 株式会社LIXILリアルティ 北関東統轄事業部 統轄事業部長 鈴木智久
事 故 の 概 要	保健総務課職員伊藤雄一は、市有車を運転し、上記場所から道路に進入しようとした際、相手方所有の縁石に乗り上げた。 この結果、当該縁石が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、株式会社LIXILリアルティ北関東統轄事業部に対し、損害賠償金として290,400円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年11月12日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第72号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市大場町6108番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市大場町6108番1地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年9月11日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市元山町2丁目5570地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市元山町2丁目5570地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年8月25日 午前8時30分頃
事故発生場所	水戸市元山町2丁目5570地先
和解の相手方	水戸市元山町1丁目5番14号 有限会社アイテック 代表取締役 鈴木良平
事故の概要	上記場所の市道のタイルが欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、有限会社アイテックに対し、損害賠償金として22,365円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年10月14日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市宮町2丁目5地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市宮町2丁目5地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年8月8日 午前10時50分頃
事故発生場所	水戸市宮町2丁目5地先
和解の相手方	■■■■■ ■■■■■
事故の概要	相手方の車両が上記場所を走行した際、市道の側溝のグレーチングが跳ね上がり、相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、■■■■■に対し、損害賠償金として159,765円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年9月29日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第75号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市森戸町173番地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市森戸町173番地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年8月9日 午後3時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市森戸町173番地先
和 解 の 相 手 方	■■■■■ ■■■■■
事 故 の 概 要	相手方の車両が上記場所を走行した際、市道の側溝の蓋が跳ね上がり、相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、■■■■■に対し、損害賠償金として27,552円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年10月7日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市梅香2丁目710番12地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年12月1日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市梅香2丁目710番12地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和6年12月6日 午前8時40分頃
事故発生場所	水戸市梅香2丁目710番12地先
和解の相手方	■■■■■ ■■■■■
事故の概要	相手方の車両が上記場所を走行した際、市が管理する樹木の枝が道路上に落ちていたため、当該枝が相手方の車両と接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、■■■■■に対し、損害賠償金として500,000円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年11月12日処分

水戸市長 高橋 靖